

下水道はルールを守って使いましょう!

下水道課管理係 ☎0824-73-1175

●下水道使用のルール ～何でも流せるわけではありません～

「公共下水道」「農業集落排水」「浄化槽」は、何でも流せるというものではありません。

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>1 油や残飯は流さないで</p> <p>油は排水管の中で固まるので、管が詰まる原因となります。残飯や野菜くずも詰まりや悪臭の元になります。</p> | <p>2 水に溶けない紙は流さないで</p> <p>ティッシュペーパーや紙おむつなどは水に溶けないため、排水管やポンプを詰まらせてしまいます。</p> | <p>3 タオルや布は流さないで</p> <p>タオルや布も詰まりの原因となります。誤って下水道に流さないように注意してください。</p> | <p>4 生理用品は流さないで</p> <p>ナプキンやタンポンなどの生理用品は、水に溶けません。また、包装紙も水に溶けません。絡まって大きな塊となり、ポンプや処理場の機械を故障させています。紙などに包み、燃えるごみとして処分してください。</p> |
|---|--|--|---|

●月に数件の異常が発生しています

ティッシュペーパーや紙おむつなどの水に溶けない紙や、タオルなどの布が下水道に流れ込んだことにより、汚水を下流へ送水するポンプが詰まったり、壊れたりする事例が実際に起こっています。

これは、使用する皆さんが気をつけることによって防ぐことができますので、ご協力をお願いします。



水に溶けない紙が固まりポンプに詰まります



ポンプに物が詰まると、ポンプを引き上げて分解し、修理します



●井戸水など(上水道以外の水)をご使用の方へのお願い

公共下水道、農業集落排水、市町村設置型浄化槽をご利用の方で、上水道以外の水を使用している場合には、使用人数で使用料を計算しています。

このため、次のような場合には、使用料の計算方法が変わりますので、速やかに届け出をお願いします。

●使用人数が変わったとき

例) 転入、転出、出生、死亡、進学などで使用人数が変わったとき

●使用している水の種類が変わったとき

例) 井戸水のみを使用から、井戸水と上水道の併用になったとき
 例) 井戸水と上水道の併用から、上水道のみを使用になったとき

浄化槽の法定検査は必ず受けましょう 令和3年度は浄化槽の「ガイドライン検査」の年です

浄化槽を使用している方は、適正な維持管理のため、定期的な保守点検や清掃を行い、法定検査を受けることが必要です。

法定検査は毎年1回の受検が義務付けられています。10人槽以下の場合には5年間で効率化検査が4回、ガイドライン検査が1回実施されています。本年度はガイドライン検査の年に当たりますので、必ず検査を受けてください。

| | |
|--------------------------|------------------------------|
| ガイドライン検査機関 | 公益社団法人 広島県環境保全センター |
| ガイドライン検査料 (10人槽以下の場合) | 合併浄化槽 7,000円 単独浄化槽 5,000円 |